

# 総務委員会 報告資料

令和4年11月9日

報告事項件名	頁
1 東京都独自の固定資産税等軽減措置の概要及び東京都固定資産税（区部）の決算推移について	2
2 「あだち広報縮刷版」電子データ化の進捗について	5
3 区外からの足立区のイメージ調査の実施について	7
4 改正個人情報保護法施行に伴う区の方針について	13
5 足立区ふるさと納税支援業務委託の実施について	21

( 政策経営部 )

# 総務委員会報告資料

令和4年11月9日

件名	<b>東京都独自の固定資産税等軽減措置の概要及び東京都固定資産税（区部）の決算推移について</b>
所管部課名	政策経営部 財政課
内容	<p>特別区財政調整交付金の原資の一部である固定資産税等の軽減措置の概要と固定資産税（東京都区部）の決算推移について報告する。</p> <p><b>1 東京都独自の固定資産税等の軽減措置の概要について</b> 小規模住宅用地、小規模非住宅用地、商業地等 ※ 別紙1のとおり</p> <p><b>2 東京都固定資産税（区部）の決算推移について</b> ※ 別紙2のとおり</p>
問題点 今後の方針	

## 都独自の固定資産税等の軽減措置の概要

対 象	経 緯	軽 減 の 割 合 等	軽 減 額 (令和4年度 見込み)
<p>小規模住宅用地            (面積200㎡まで            の部分)            対象 約174万件</p>	<p>○ 創設 昭和63年度            ○ 目的            ・ 都民の定住確保            ・ 地価高騰に伴う負担緩和</p>	<p>都市計画税 <math>\frac{1}{2}</math> 軽減</p>	<p>約360億円</p>
<p>小規模非住宅用地            (面積400㎡以下の土地の            うち200㎡までの部分)            対象 約27万件</p>	<p>○ 創設 平成14年度            ○ 目的            ・ 過重な負担の緩和            ・ 中小企業の支援</p>	<p>固定資産税 }            都市計画税 } 2割減免</p>	<p>約260億円</p>
<p>商業地等            (負担水準が65%            を超える商業地等)            対象 約6千件</p>	<p>○ 創設 平成17年度            ○ 目的            ・ 負担水準の不均衡を是正            ・ 過重な負担の緩和</p>	<p>固定資産税 }            都市計画税 } 負担水準65%            に相当する税額            まで軽減</p>	<p>約1億円</p>

- 対象は23区内の土地である。
- 東京都主税局作成資料（対象件数及び軽減額は令和4年度見込みである。）

# 東京都固定資産税（区部）の決算推移

【別紙2】

単位：千円

都税事務所	28年度		29年度		30年度		元年度		2年度	
	収入額（税額）	順位	収入額（税額）	順位	収入額（税額）	順位	収入額（税額）	順位	収入額（税額）	順位
千代田	170,832,243	1	171,779,297	1	183,475,475	1	193,206,434	1	195,624,202	1
中央	89,187,066	3	89,910,746	3	95,685,497	3	102,046,622	3	103,666,312	3
港	143,967,275	2	145,759,316	2	153,732,415	2	160,999,699	2	164,654,526	2
新宿	83,216,293	4	83,649,721	4	86,976,862	4	89,637,356	4	91,054,283	4
文京	23,779,230	18	24,058,535	18	24,818,097	18	25,320,779	18	25,565,716	18
台東	27,349,407	16	27,924,187	16	29,274,781	16	30,232,122	16	30,457,026	16
墨田	21,643,074	20	21,795,225	20	22,332,281	20	22,608,777	20	22,966,212	20
江東	57,685,183	8	58,804,625	8	60,456,005	8	61,464,459	8	61,907,051	7
品川	49,395,705	9	49,582,477	9	51,571,357	9	53,251,676	9	54,105,340	9
目黒	25,133,483	17	25,390,246	17	26,355,524	17	27,302,480	17	27,463,021	17
大田	58,767,309	7	59,407,025	7	61,217,566	7	62,540,238	7	61,470,185	8
世田谷	65,799,045	6	66,316,901	6	68,163,301	6	68,931,214	6	69,498,295	6
渋谷	68,747,139	5	69,734,810	5	73,793,589	5	77,277,886	5	80,529,196	5
中野	20,229,341	21	20,411,516	21	21,023,855	21	21,448,417	21	21,788,072	21
杉並	34,383,341	13	34,711,632	13	35,710,385	13	36,517,643	13	36,986,590	13
豊島	30,749,488	15	31,077,601	15	31,964,506	15	32,935,619	15	33,631,418	15
北	19,550,986	22	19,923,841	22	20,533,064	22	21,233,752	22	21,549,518	22
荒川	12,093,725	23	12,272,428	23	12,547,975	23	12,748,104	23	12,860,946	23
板橋	31,797,565	14	32,162,509	14	32,932,645	14	33,351,013	14	33,780,818	14
練馬	40,415,986	10	40,862,781	10	41,574,235	10	42,075,849	10	42,628,156	10
足立	36,893,534	11	37,532,525	11	38,163,573	11	38,687,809	11	39,307,983	11
葛飾	22,396,103	19	22,807,465	19	23,098,673	19	23,317,935	19	23,629,939	19
江戸川	36,647,348	12	36,983,156	12	37,461,668	12	37,777,997	12	38,072,875	12
区部計	1,170,659,868		1,182,858,563		1,232,863,329		1,274,913,879		1,293,197,680	

※「東京都税務統計年報」

※3年度決算数値は作成日現在未公表。

※表示単位未満にて四捨五入をしているため、合計値が一致しない場合がある。

# 総務委員会報告資料

令和4年11月9日

件名	「あだち広報縮刷版」電子データ化の進捗について													
所管部課名	政策経営部 報道広報課													
内容	<p>現在、10日（1月は1日）と25日の月2回発行している「あだち広報」は、昭和23年9月に「足立区政ニュース」として発行を開始した。発行した広報紙は、定期的に縮刷版を刊行して保存しているが、今年度、過去の縮刷版の電子データ化を実施しており、その進捗状況を報告する。</p> <p><b>1 目的</b></p> <p>(1) 刊行初期の縮刷版は劣化が進んでいる上に冊数も少ないため、電子データ化することで貴重な資料を後世に残す</p> <p>(2) 電子化したデータをWEBサイトで広く公開することにより、これまで発行した全ての広報紙を検索することができる</p> <p><b>2 委託内容</b></p> <p>(1) 縮刷版を読み取り（スキャン）、PDFファイルを作成</p> <p>(2) PDFファイルからテキストファイルを作成</p> <p><b>3 委託金額</b></p> <p>12,471,962円（消費税込み）</p> <p><b>4 受託事業者</b></p> <p>NTT印刷株式会社（東京都中央区入船3-2-10）</p> <p><b>5 電子データ化対象範囲</b></p> <table border="1" data-bbox="414 1473 1369 1944"> <thead> <tr> <th data-bbox="414 1473 836 1525">名称等</th> <th data-bbox="836 1473 1082 1525">号数</th> <th data-bbox="1082 1473 1369 1525">状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="414 1525 836 1733">「昭和23年9月20日 足立区政ニュース」 ～ 「平成21年3月25日 あだち広報」</td> <td data-bbox="836 1525 1082 1733">1号 ～ 1558号</td> <td data-bbox="1082 1525 1369 1733">今年度電子化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 1733 836 1816">「平成21年4月10日 あだち広報」以降</td> <td data-bbox="836 1733 1082 1816">～1626号</td> <td data-bbox="1082 1733 1369 1816">電子化済</td> </tr> <tr> <td data-bbox="414 1816 836 1944">「平成24年1月1日 あだち広報」以降</td> <td data-bbox="836 1816 1082 1944">～1890号</td> <td data-bbox="1082 1816 1369 1944">電子化データを 区ホームページ で公開中</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（令和4年10月25日現在）</p>		名称等	号数	状態	「昭和23年9月20日 足立区政ニュース」 ～ 「平成21年3月25日 あだち広報」	1号 ～ 1558号	今年度電子化	「平成21年4月10日 あだち広報」以降	～1626号	電子化済	「平成24年1月1日 あだち広報」以降	～1890号	電子化データを 区ホームページ で公開中
名称等	号数	状態												
「昭和23年9月20日 足立区政ニュース」 ～ 「平成21年3月25日 あだち広報」	1号 ～ 1558号	今年度電子化												
「平成21年4月10日 あだち広報」以降	～1626号	電子化済												
「平成24年1月1日 あだち広報」以降	～1890号	電子化データを 区ホームページ で公開中												

**6 進捗状況・今後の予定**

令和4年4月	委託契約締結
令和4年5月～6月	旧字体表記や判読不能文字等の対応協議
令和4年6月～	サンプルデータ作成
令和4年7月～	電子データ化作業開始
令和5年3月	電子データ化作業完了（予定）

**7 過去の広報紙**

【昭和23年9月20日 第1号】



【昭和24年12月15日 第22号】



【昭和47年4月5日 第258号】



【平成元年5月5日 第821号】



問題点  
今後の方針

令和5年度中に電子データをオープンデータとして提供できるように準備を進めていく。  
なお、電子データの公開方法等については、改めて報告する。

# 総務委員会報告資料

令和4年11月9日

件名	区外からの足立区のイメージ調査の実施について
所管部課名	政策経営部 シティプロモーション課
内容	<p>令和3年度に引き続き、区外の方々がもつ足立区のイメージ調査を実施する。</p> <p><b>1 目的</b> 令和4年度から実施している区外に向けたシティプロモーションの効果を測定すると共に、今後の施策展開に生かしていく。</p> <p><b>2 令和3年度の結果と今後の目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年度に行った同調査の結果、足立区のイメージが良いと思う足立区外在住者の割合は22.0%、悪いは59.8%であった。</li> <li>・ イメージが良いと思う割合を、区制100周年（令和14年度）までに50%に高めることを目標としている。</li> </ul> <p><b>3 前年からの主な変更点</b> 区外からの評価の高まりの効果を測る指標の一つとして、過去1年間の「足立区への来訪経験」「足立区に関する良い情報をメディアで見聞きした経験」の設問を追加する。なお、調査地域や対象者・人数、調査方法は令和3年度と同様である。</p> <p><b>4 調査地域</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 東京都特別区 東部・中央部・西部</li> <li>(2) 埼玉県（草加市、越谷市、八潮市、三郷市、春日部市）</li> <li>(3) 千葉県（流山市、柏市、松戸市、我孫子市）</li> <li>(4) 茨城県（つくば市、取手市）</li> </ol> <p>※ 東武伊勢崎線・JR常磐線・TX線沿線の各市</p> <p><b>5 調査手法及び対象者・人数等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ WEB調査（調査委託事業者の登録モニター対象）</li> <li>・ 18歳から69歳の男女を対象に3,000人の回答を集める。</li> <li>・ 設問数は10問を予定</li> </ul> <p><b>6 実施期間</b> 令和4年12月（予定）</p>
問題点 今後の方針	調査結果は、区外に向けたイメージアップ戦略に活用していくとともに、各プロモーション施策展開の参考としていく。

## 令和4年度足立区イメージ調査 設問（案）

### 《スクリーニング調査》

問1 あなたの性別を教えてください

- ① 男性
- ② 女性
- ③ どちらでもない
- ④ 無回答

問2 あなたの年齢を教えてください

- ① 18～29歳
- ② 30～39歳
- ③ 40～49歳
- ④ 50～59歳
- ⑤ 60～69歳

問3 あなたの住んでいる場所を教えてください

- ① 東京都特別区東部（荒川、板橋、江戸川、葛飾、北、江東、墨田、台東）
- ② 東京都特別区中央部（渋谷、新宿、中央、千代田、豊島、文京、港）
- ③ 東京都特別区西部（大田、品川、杉並、世田谷、中野、練馬、目黒）
- ④ 埼玉県（草加市、越谷市、八潮市、三郷市、春日部市）
- ⑤ 千葉県・茨城県（流山市、柏市、松戸市、我孫子市、つくば市、取手市）



## 《本調査》

過去1年間の足立区への来訪や、足立区に関する情報について伺います。

1 あなたは過去1年の間に足立区を訪れたことがありますか

※通勤・通学の乗り換え等、“通過”は除く

- ① ある
- ② ない →問5以降の設問にお答えください



▲足立区の位置を示す図を入れる(イメージ)

2 訪れた理由を教えてください(複数回答可)

- ① 通勤
- ② 通学
- ③ 買い物
- ④ 飲食
- ⑤ 観光・イベント
- ⑥ 親戚・友人宅を訪問
- ⑦ 待ち合わせ
- ⑧ その他 ( )

※自由回答

3 訪れた頻度を教えてください

- ① ほぼ毎日
- ② 週に2～3回
- ③ 月に1～2回
- ④ 年に1～2回
- ⑤ その他 ( )

※自由回答

4 訪れたエリアを教えてください (複数回答可)

- ① 北千住周辺
- ② 綾瀬・北綾瀬周辺
- ③ 西新井・梅島周辺
- ④ 六町・青井周辺
- ⑤ 竹の塚周辺
- ⑥ 舎人周辺
- ⑦ 花畑周辺
- ⑧ 江北周辺
- ⑨ その他 ( ) ※自由回答

5 過去1年の間にテレビや新聞・雑誌、SNSなどのメディアで、足立区に関する良い情報を見聞きしましたか。

- ① した 問6以降の設問お答えください。
- ② していない } 問7以降の設問にお答えく
- ③ わからない } ださい。

6 それは足立区のどのような情報でしたか。

- ① グルメ情報 (お勧めのお店、お土産、スイーツ情報など)
- ② 観光情報 (お勧め・話題のスポット、名所・旧跡情報など)
- ③ 街の情報 (新しい街並み、緑・公園・河川に関する情報など)
- ④ 暮らしの情報 (子育てや教育の充実、生活のしやすさに関する情報など)
- ⑤ 人の情報 (足立区に關係する有名人、活躍している人の情報など)
- ⑥ その他 ( )

ここからはすべての方がご回答ください。

7 下記の項目に関する足立区の印象と、そう思った理由について教えてください

番号	項目	印象					そう思った理由						
		良い	どちらかといえば良い	どちらかといえば悪い	悪い	わからない	実際に見た	テレビや新聞・雑誌で見た	足立区に住んでいる人に聞いた	足立区に住んでいない人に聞いた	SNSやWEBの情報	なんとなくそう思う	わからない
1	足立区のイメージ	4	3	2	1	0	1	2	3	4	5	6	7
2	交通の便利さ	4	3	2	1	0	1	2	3	4	5	6	7
3	街並みや街の雰囲気	4	3	2	1	0	1	2	3	4	5	6	7
4	世間の評判	4	3	2	1	0	1	2	3	4	5	6	7
5	住民の感じ	4	3	2	1	0	1	2	3	4	5	6	7
6	買い物が便利	4	3	2	1	0	1	2	3	4	5	6	7
7	緑・公園・水辺などの自然環境	4	3	2	1	0	1	2	3	4	5	6	7
8	災害への強さ	4	3	2	1	0	1	2	3	4	5	6	7
9	治安の良さ	4	3	2	1	0	1	2	3	4	5	6	7
10		4	3	2	1	0	1	2	3	4	5	6	7

8 足立区の特徴的な場所・イメージ・イベント・取組みなどで、知っているまたは聞いたことがあるものを全て教えてください。

- ① 北千住（路地、リノベーションカフェ、宿場町、飲み屋横丁など）
- ② 荒川河川敷
- ③ 足立市場（都内唯一の水産物専門卸売市場）
- ④ タコさんすべり台
- ⑤ 千寿七福神
- ⑥ 松尾芭蕉「奥の細道」旅立ちの地
- ⑦ 足立の花火
- ⑧ 大学のまち
- ⑨ 銭湯の数が多い
- ⑩ 西新井大師
- ⑪ 舎人公園
- ⑫ ギャラクシティ（西新井）
- ⑬ 生物園
- ⑭ 緑や公園が多い（区立公園面積 23 区で第 1 位）
- ⑮ 「おいしい給食」の取組み

9 プライベートな時間を利用して足立区を訪れたいと思いますか。

- ① 思う
- ② どちらかといえば思う
- ③ どちらかといえば思わない
- ④ 思わない
- ⑤ わからない

# 総務委員会報告資料

令和4年11月9日

件名	<b>改正個人情報保護法施行に伴う区の方針について</b>
所管部課名	政策経営部 区政情報課
内容	<p>足立区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）より答申された「足立区の個人情報法保護制度のあり方について」を踏まえて「改正個人情報保護法の施行に伴う区の方針」を別紙のとおり定めたので報告する。</p> <p><b>1 審議会答申に対する区の方針概要</b></p> <p>(1) 審議会の役割について          審議会へ事前諮問することが困難となるが、引き続き個人情報保護の水準を維持する必要がある。については、専門大学教員や弁護士などが複数加わる区独自の内部組織として「(仮称) 足立区個人情報保護評価委員会」を要綱により新たに設置する。評価委員会では、事業実施前に個人情報の取り扱いを点検・確認し評価する。評価した内容は審議会に事後報告し意見をもらい、個人情報保護対策に反映する。</p> <p>(2) 要配慮個人情報について          改正法で要配慮個人情報を規定しているため、区独自に条例で規定はしない。</p> <p>(3) 開示請求の決定期限について          足立区個人情報保護法施行条例により14日以内と規定する。</p> <p>(4) 個人情報ファイル簿について          区の管理体制については、改正法施行までに規則で規定する。</p> <p>(5) 特定個人情報保護条例について          すべての事項で改正法と内容が重複しているため、特定個人情報保護条例は廃止する。</p> <p>(6) 個人情報保護対策について          区政情報課が個人情報の取り扱いや保護対策について周知、教育、点検を実施し、職員が法解釈や運用について理解しているかを定期的に確認する。</p> <p><b>2 重点対策項目の対応方針概要</b></p> <p>(1) 目的外利用の制限          現在、目的外の内部利用については、各課の所掌事務の範囲内で行っている。すでに改正法の規定に則した運用となっているため、具体的な対応は必要とはしない。個人情報の利用範囲や共有範囲について正しく理解するため、職員向け研修を充実させる。</p>

	<p>(2) 外部提供の制限  現在経常的に外部提供している個人情報について、改正法に適合するか全件確認の作業を行う。改正法施行後は、新たに外部提供を行う際に、評価委員会の外部学識アドバイザーの意見を伺い、区として可否を判断する。</p> <p>(3) 電子計算組織の結合禁止  新たに区以外の機関との電子計算組織の結合を行う場合には、事前に評価委員会の外部学識アドバイザーの意見を伺い、区として可否を判断する。</p> <p>(4) 行政機関等匿名加工情報の提供  基礎的自治体における実施は任意であるため、令和5年4月1日には実施しない。</p> <p>(5) 足立区情報公開条例  改正法と類似する事項の用語、語句の整合性を調整し、令和5年4月1日付で改正する。</p> <p>(6) 足立区情報公開・個人情報保護等審査会条例  改正法の規定に合わせて、詳細に手続き内容を条例に規定し、令和5年4月1日付で改正する。</p> <p><b>3 今後の予定</b></p> <p>令和4年12月 第4回定例議会に改正法施行に伴う関連条例の廃止、制定、改正を提出</p> <p>令和5年 3月 改正法施行に伴う関連規則等を整備</p> <p>令和5年 4月 地方自治体に対して改正法が適用</p>
<p>問題点  今後の方針</p>	<p>個人情報保護措置のレベルが従来通り保たれるよう、運用ルールを策定していく。</p>

## 改正個人情報保護法の施行に伴う区の方針について

改正個人情報保護法が令和5年4月1日に施行されることに伴い、足立区における方針を下記のとおり定める。

## 記

## 1 審議会答申に対する区の方針

足立区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）より答申された「足立区の個人情報保護制度のあり方について」を踏まえ、以下のとおり区の方針を定める。

論点	審議会答申概要	区の方針
審議会の役割について	個人情報の恣意的な内部利用や、講じた個人情報保護対策を評価するなどの個人情報の漏えい等の事故を未然に防ぐ、新たな仕組みをつくる必要があると考える。具体的には、専門的知見を有する外部有識者が複数名加わる区内部組織（仮称・足立区個人情報保護評価委員会）を区独自に設置し、事業実施前に個人情報の取扱いを確認・評価することが望ましい。	令和5年4月に情報システムの専門大学教員や弁護士などが複数加わる区独自の内部組織として「（仮称）足立区個人情報保護評価委員会」（以下「評価委員会」という）を要綱により設置する。 評価委員会では、事業実施前に個人情報の取り扱いを点検・確認し評価をする。 確認・評価した内容は審議会に報告し、意見をもらい、区の個人情報保護対策に反映する。 審議会の役割については、別紙のとおり。
要配慮個人情報について	区独自に条例で規定する必要性はないと考える。	条例に規定しない。
開示請求の決定期限について	現行の区民サービスの水準を低下させることのないよう、決定期限は、これまで同様14日以内とすることが望ましい。	開示請求の決定期間は足立区個人情報保護法施行条例により14日以内と規定する。

論点	審議会答申概要	区の方針
<p>個人情報ファイル簿について</p> <p>*個人情報を検索できるように管理する集合体で、一定の条件を満たし公表する単票をいう</p>	<p>作成方法や管理等について、改正法施行までに規則で規定することが望ましい。</p>	<p>区の管理体制については改正法施行までに規則で規定する。</p> <p>作成方法の詳細ルールについては、マニュアル等で定め、令和4年10月より具体的な作業を開始し、改正法施行後速やかに個人情報ファイル簿を公表する。</p>
<p>特定個人情報保護条例について</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の改正も実施され、特定個人情報の取扱いについて、多くの部分で改正法の内容が適用された。</p> <p>改正法施行までに、内容が重複する部分を確認・整理することが望ましい。</p>	<p>特定個人情報の取扱い規定についてはすべての事項で内容が重複している。よって、区独自に条例で規定する必要がないため、特定個人情報保護条例は廃止する。</p>
<p>個人情報保護対策について</p>	<p>個人情報を安全に取り扱うため、区職員は個人情報の利用範囲や共有範囲について常に意識し、今まで以上に個人情報保護対策や法の解釈や運用について理解を深める必要がある。</p> <p>区政情報課は、区の個人情報保護が十分に図られるよう、法に基づく個人情報の取扱いについて、職員向け研修の充実、内部評価委員会の活用や外部点検委託など通じて、定期的に確認できる仕組みを構築することが望ましい。</p>	<p>区政情報課が以下のとおり個人情報の取り扱いや保護対策について周知、教育、点検を実施し、職員が法解釈や運用について理解しているかを定期的に確認する。下記の具体的対策の結果を審議会に報告する。</p> <p><b>【職員への周知・教育】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ わかりやすい内容の「運用の手引き」を作成し、改正法の解釈や運用を説明会等で周知する。</li> <li>・ 研修で使用している「個人情報の心得」を定期的に改訂し、職員研修や職場内研修を充実させる。</li> </ul> <p><b>【取り扱いの点検】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価委員会で事業実施前に点検・評価する。</li> <li>・ 個人情報の取り扱いに関する外部点検委託において、事後点検する。</li> </ul> <p><b>【職員の理解度の確認】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部点検を実施する委託業者を通じて定期的に確認する。</li> </ul>

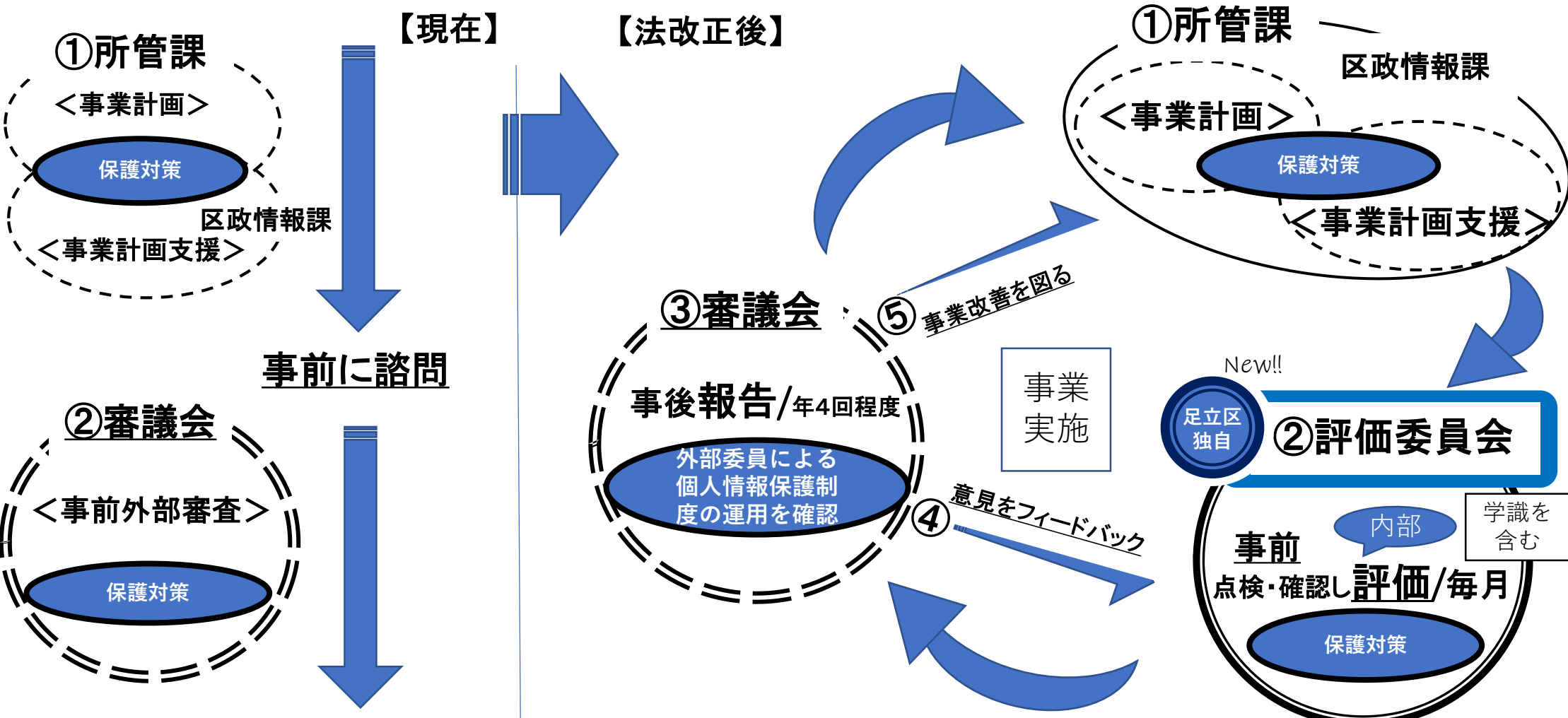


## 2 重点対策項目の対応方針

現行条例と改正法及び番号法を全文比較し、変更内容が大きく、多くの事業に影響を及ぼす規定を改正法施行に伴う重点対策項目（以下「重点対策項目」という。）として抽出した。審議会で論点としていない規定について、現在の個人情報保護措置を低減させることの無いよう方針を定める。

重点対策項目	比較結果	区の方針
目的外利用の制限	改正法では、所掌事務の範囲で目的外に内部利用することができると規定された。現行条例では審議会で意見を聴くことにより、例外的に目的外利用することができたが、改正法では、このような規定はない。	現状の足立区においても、各課の所掌事務の範囲内で個人情報を取り扱っている。現在審議会で認められて目的外に個人情報を内部利用しているものについても所掌事務の範囲である。よって、具体的な対応は必要とはしない。 個人情報の利用範囲や共有範囲について正しく理解するため、職員向け研修を充実する。
外部提供の制限	現在、審議会で諮問し、外部提供が認められている事業について、改正法の規定では外部提供が認められない場合がある。	令和4年12月までに、現在経常的に外部提供している個人情報について、改正法に適合するか全件確認の作業を行う。その上で、これまで通りに提供できないものについては、例えば改正法の規定に基づき、本人の同意を得るなどの対策を講じる。 改正法施行後は、新たに外部提供を行う際に、評価委員会の外部学識アドバイザーの意見を伺い、区として可否を判断する。
電子計算組織の結合禁止	現行条例では個人情報を処理するため、「区以外の機関との電子計算組織と結合してはならない」と規定され、結合する場合には審議会で諮問することが要件となっている。改正法では同内容の規定はない。	「業務委託」と「外部提供」を行う場合に、個人情報の移転方法として電子計算組織に結合している。新たな結合を行う場合には、事前に評価委員会で外部学識アドバイザーの意見を伺い、目的や安全管理措置等が適切であるか区として可否を判断する。

重点対策項目	比較結果	区の方針
<p>行政機関等匿名加工情報の提供</p>	<p>個人情報ファイルを定められた手法により匿名加工し、民間企業等に提供する規定。</p> <p>改正法では基礎的自治体については、当分の間「することができる」規定とされている。</p>	<p>平成28年より、国が保有する個人情報を対象に匿名加工情報の提供制度が始まった。実際に提供した事例は非常に少なく、民間企業のニーズを把握できていない状況である。</p> <p>基礎的自治体における当該規定の実施は、任意であるため、令和5年4月1日には実施しない。</p> <p>先行して実施する、都道府県や指定都市の提供状況を確認し、手続きや提供方法等について、実施に向けた検討を進める。</p>
<p>足立区情報公開条例</p>	<p>開示請求に関する事項について、現行条例と改正法では語句の違いが多い。例えば現行条例においては、開示請求に応じられない場合を「非開示情報」と規定しているが、改正法では「不開示情報」としている。</p> <p>現行条例と比較し、改正法では開示に応じられない場合の例示の記載が多くされている。</p>	<p>主に開示請求の規定で、改正法と類似する事項の用語、語句の整合性を調整し、区民にとってわかりやすい制度とするため令和5年4月1日付で改正する。</p>
<p>足立区情報公開・個人情報保護等審査会条例</p>	<p>開示請求における審査請求の手続きについて、改正法と審査会条例を比較すると、改正法がより詳細に手続きの内容を規定している。</p>	<p>改正法における審査請求に対する審査を行うこととなるため、改正法の規定に合わせて、詳細に手続き内容を条例に規定し、令和5年4月1日付で改正する。</p>



個人情報に伴う契約の条件／外部提供の可否 等

事業実施

◎ 審議会による事前審査は改正法によりNG

- ① 所管課は事業計画時に個人情報保護対策を検討。区政情報課が支援する。
- ② 評価委員会は事業実施前に個人情報保護対策を点検・確認し評価。（事前チェック）
- ③ 審議会は事業実施後に個人情報保護対策を確認し、意見を述べる。（事後チェック）
- ④ 評価委員会は審議会意見を区全体に反映させる
- ⑤ 所管課は意見を事業に反映し、事業改善を図る。

\* 評価委員会の詳細については次ページ

## ★ 内部評価委員会

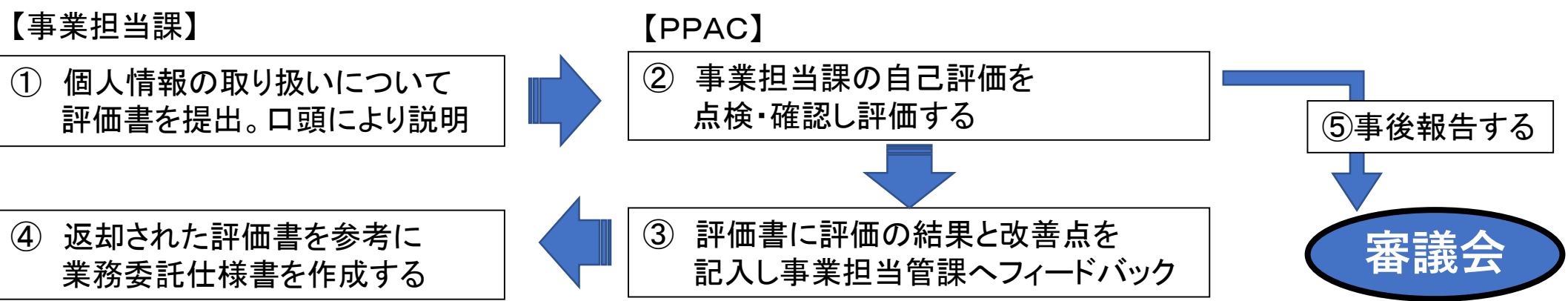
### 【新設要綱】

- 名称 : 「足立区個人情報保護評価委員会（仮）」  
略称 : P P A C (Adachi Personal Information Protection Assessment Committee)  
メンバー : 政策経営部長  
                  情報システム課長 + 学識3名程度（審議会の学識委員）  
                  ICT戦略推進課長
- 開催 : 毎月一回（定期開催）

事前諮問が委託等の条件となつてはならない

- 役割** : 個人情報の取り扱いや保護対策を点検・確認し評価する。
- ・ 業務委託で過去審議会に諮問していない案件
  - ・ 個人情報の外部提供において過去審議会に諮問していない案件 他

### 業務委託における評価のイメージ



# 総務委員会報告資料

令和4年11月9日

件名	足立区ふるさと納税支援業務委託の実施について						
所管部課名	あだち未来支援室 協働・協創推進課						
内容	<p>プロポーザル方式により足立区ふるさと納税支援業務委託を行う。</p> <p><b>1 目的</b> 寄附者を広く募るとともに、区内の魅力的な返礼品を通じて、更なる区の魅力発信、産業振興の充実を図る。</p> <p><b>2 業務名</b> 足立区ふるさと納税支援業務委託</p> <p><b>3 主な業務内容</b>                  (1) ポータルサイトの運用・管理                  (2) 返礼品の発注、配送管理及び支払い                  (3) 寄附金受領証明書等の作成及び発送                  (4) 寄附者からの問い合わせ対応業務                  (5) 足立区の魅力が伝わる返礼品の開拓</p> <p><b>4 事業経費（概算）</b>                  39,000千円（令和5年度寄附想定 100,000千円）                  【内訳】返礼品代金30%、その他経費9%                  ※ なお、寄附の募集に要する費用は「寄附総額の50%以下」と定められており、差し引いた11%はポータルサイト等委託料として別途予算計上予定</p> <p><b>5 債務負担行為</b>                  (1) 総事業費                  ア 令和4年度 0千円                  イ 令和5年度（当初予算計上予定）                  (2) 債務負担行為 令和4年度～令和5年度</p> <p><b>6 プロポーザル選定委員会</b></p> <table border="1" data-bbox="491 1547 1026 1704"> <thead> <tr> <th>委員区分</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有識者</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>区職員</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>7 今後のスケジュール（予定）</b>                  令和5年1月 第1回選定委員会（実施手続決定）・公募                  令和5年3～4月 第2・3回選定委員会                  令和5年5月 契約</p>	委員区分	人数	有識者	3人	区職員	2人
委員区分	人数						
有識者	3人						
区職員	2人						
問題点 今後の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12月補正で債務負担行為を設定予定</li> <li>・ 現在のポータルサイトは「ふるさとチョイス」のみだが、取り扱いのシェアや利用料金を勘案のうえ拡大を検討していく。</li> </ul>						